

(証券コード 4521)
平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都文京区本駒込二丁目28番8号
科 研 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 乾 四 朗

第 8 6 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
文京グリーンコート・センターオフィス19階 当社大会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 平成18年3月31日現在貸借対照表、第86期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書及び損益計算書の内容報告並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
 2. 平成18年3月31日現在連結貸借対照表及び第86期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第86期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(28頁から41頁まで)に記載のとおりであります。
第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

以上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

医薬品業界におきましては、後発医薬品使用の促進など、医療費抑制策が一層進展しており、経営環境はますます厳しいものとなっております。

このような状況の下、当社は医療現場のニーズに即した付加価値の高い情報活動による地域密着型の営業展開につとめてまいりました。

当連結会計年度の売上高は755億4千万円(対前期比0.8%増)となりました。

利益面につきましては、経費の効率化により営業利益は83億5千9百万円(対前期比5.9%増)、経常利益は71億3千6百万円(対前期比15.0%増)、当期純利益は38億8千6百万円(対前期比13.7%増)となり、増収増益となりました。

なお、持分法適用関連会社でありました株式会社エヌ・ケー・キューレックスを清算し、特別損失に11億1千2百万円を計上しました。

財務面では、文京グリーンコート住宅棟建設に係る長期債務の繰上償還を行い、また、転換社債の株式への転換が進んだことにより、財務体質の改善が一段と進みました。

次に事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

薬業

医薬品につきましては、「慢性関節リウマチにおける膝関節痛」の効能・効果の追加承認を取得した主力品の関節機能改善剤「アルツ」は伸長しました。創傷治癒促進剤「フィブラストスプレー」も売上を伸ばし、医療機器の合成吸収性癒着防止材「セブラフィルム」は大きく伸長しました。鎮痛消炎貼付剤「アドフィード等」は横這いでしたが、慢性動脈閉塞症治療剤「プロサイリン」は微減となりました。また、後発医薬品の静注用プロスタグランジンE₁製剤「プリンク注シリンジ」は順調に伸長し、売上高の増加に寄与しました。

農薬品につきましては、飼料添加物「サリノマイシン」は伸長しましたが、農薬の使用抑制による厳しい市場環境の中で、水稻用除草剤「ベントキサゾン」は微増となり、果樹・野菜・芝用殺菌剤「ポリオキシン」の売上高は横這いとなりました。

その結果、売上高は732億1千5百万円(対前期比1.3%増)となりました。

その他事業

文京グリーンコートの地代収入が主であります不動産賃貸業につきましては、ほぼ前年実績どおりとなりましたが、前連結会計年度中に連結子法人等でありましたエイコーフィルター株式会社を譲渡したことにより、その他事業は前年実績を下回りました。

その結果、売上高は23億2千5百万円（対前期比12.3%減）となりました。

(2) 企業集団の事業の種類別セグメントの売上高

事業の種類別セグメントの名称	当期売上高	前期売上高	対前期比増減
薬業	73,215 百万円	72,272 百万円	1.3 %
その他事業	2,325	2,650	12.3
合計	75,540	74,922	0.8

(3) 研究開発の状況

医薬品を中心に農薬、動物薬などの基礎的研究、臨床試験などの研究開発をおこなっております。当連結会計年度の研究開発の状況は次のとおりです。

骨折治癒促進剤「KCB-1B」、歯周病治療剤「KCB-1D」、下垂体性低身長症治療剤「KP-102LN」、带状疱疹後神経痛治療剤「KN-48」、深在性真菌症治療剤「SPK-843」、気管支喘息治療剤「KP-496」が臨床試験中です（いずれもフェーズ）。また、「フィブラストスプレー」の適応症追加（糖尿病性皮膚潰瘍、フェーズ）の開発も継続して実施中であります。

基礎段階は骨粗鬆症治療剤、炎症性疾患治療剤、アレルギー治療剤、鎮痛剤、深在性真菌症治療剤などについて研究を継続中であります。

なお、関連会社の株式会社エヌ・ケー・キューレックスが進めておりました糖尿病性神経障害治療剤「SNK-860」の研究開発は中止いたしました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

医薬品業界におきましては、医療費抑制策が浸透する中で、企業間競争は一段と激しさを増しております。

こうした状況下、当社は事業環境の変化をビジネスチャンスと捉え、企業価値の最大化をめざし、意識改革、業務改革を着実に推進するとともに、コンプライアンス重視の企業活動により、社会から信頼される企業であり続けます。

研究開発への重点投資

研究開発面では、領域の絞り込みと開発の迅速化によりパイプラインの充実につとめるとともに、国内外の企業・研究機関と戦略的提携を行い、テーマの早期導出入をはかってまいります。

研究開発のスピードアップのために、基礎試験の社外委託や、治験に関する外部委託機関の活用も行ってまいります。研究開発体制の充実のために、テーマに応じて研究開発費を積み増す方針であります。

営業基盤の強化

営業面では、医療現場のニーズに即した付加価値の高い情報提供を行い、地域密着型の営業展開を行っております。また、創傷治癒促進剤「フィブラストスプレー」の育成に重点を置き、この分野におけるリーディングカンパニーをめざしてまいります。さらに、整形外科領域での地位を不動のものとするべく、シェア拡大をはかります。

業務の適正化と効率化を推進

内部統制システムの強化により、業務の適正化と効率化を推進し、経営目標の達成を確実なものとしします。

生産面では、作業手順の再点検や品目、規格の見直しを進め、一層の原価率の低減につとめてまいります。農業薬品につきましては、中国企業への委託生産を進めており、さらには当該企業のFDA認証取得に鋭意、取り組んでおります。

物流につきましては、コスト削減を目的として、本年度よりその機能を全面的に外部委託しました。

環境保全の推進

静岡事業所がISO14001の認証を取得し、京都事業所は京都市が推進する環境マネジメントシステム「KES」の認証を取得しております。当社は、環境保全の推進は企業の社会的責任との認識の下、「環境委員会」と各事業所における「環境対策委員会」を中心に、全社的活動を積極的に展開してまいります。

なお、当社ホームページにおきまして「環境報告書」を公開しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

重要な設備の処分につきましては、東部物流センターがアウトソーシングとなったため、千葉県野田市に所有していた土地及び保管設備を平成18年1月に売却いたしました。当該固定資産については、平成17年9月29日の取締役会において行われた売却決議により、減損損失268百万円を計上いたしました。

(6) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達におきましては、特記すべき事項はありません。

(7) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 83 期	第 84 期	第 85 期	第 86 期
	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	(当連結会計年度) 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高(百万円)	74,002	72,706	74,922	75,540
経 常 利 益(百万円)	5,403	5,585	6,205	7,136
当期純利益(百万円)	2,597	3,017	3,417	3,886
1株当たり当期純利益(円)	27.11	31.87	36.54	40.23
総 資 産(百万円)	108,515	105,612	108,547	98,739

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」の算出方法に関しては「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 83 期	第 84 期	第 85 期	第86期(当期)
	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高(百万円)	71,703	70,453	72,979	74,001
経 常 利 益(百万円)	6,465	6,194	6,742	7,147
当期純利益(百万円)	2,010	2,708	3,340	3,680
1株当たり当期純利益(円)	20.90	28.57	35.71	38.07
総 資 産(百万円)	112,321	109,266	112,356	102,416

- (注) 1. 第84期より「旧「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」の算出方法に関しては「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

企業集団の主な事業内容

医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

企業集団の主要拠点等

() 当社

本 社 東京都文京区本駒込二丁目28番 8 号

支 店 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

営業所 全国66ヶ所

研究所 京都府、静岡県

工 場 静岡県

() 子法人等

科研不動産サービス株式会社（東京都）

科研ファルマ株式会社（東京都）

株式会社フジカ（静岡県）

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 360,000,000株

発行済株式の総数 105,992,690株

(注) 当営業年度の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるもので、
11,069,908株となっております。

株 主 数 18,676名

新株予約権の状況

() 科研製薬株式会社2007年9月30日満期円建転換社債型新株予約権付社債

・発行決議の日 平成14年7月9日

・新株予約権の数 10,000個

・目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,661,202株

・新株予約権の発行価額 無償

・転換価格 732円

・発行総額 10,000百万円

・3月末残高 8,395百万円

・残存率 83.95%

() 商法等改正整備法第19条第2項により新株予約権付社債とみなされる転換社債

科研製薬株式会社2007年9月30日満期円建転換社債

・ 転換価格	630円
・ 発行総額	10,000百万円
・ 転換累計額	8,203百万円
・ 3月末残高	1,797百万円
・ 残存率	17.97%

大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,543	5.61		
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー	4,699	4.75		
東レ株式会社	4,589	4.64	4,206	0.30
株式会社みずほ銀行	3,686	3.73		
農林中央金庫	3,686	3.73		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,187	3.22		
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	2,642	2.67		
ソニー生命保険株式会社	2,011	2.03		
科研製薬従業員持株会	1,557	1.58		
日本生命保険相互会社	1,487	1.50		

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 2. 上記以外に当社保有の自己株式5,543,567株及び株式会社証券保管振替機構名義の失念株式2,000株があります。
 3. 当社は、株式会社みずほ銀行への出資はありませんが、同行の持株会社であります株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式1,144株(出資比率0.01%)と優先株式300株を保有しております。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式	普通株式	2,668,047株
	取得価額の総額	2,075,725千円
処分株式	普通株式	9,844株
	処分価額の総額	7,612千円
失効手続きをした株式		該当事項はありません。
決算期における保有株式	普通株式	5,543,567株
第85回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式	普通株式	1,880,000株
	取得価額の総額	1,480,470千円

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な経営を行うため。

(4) 従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 子	1,442	19
女 子	266	+ 13
合 計	1,708	6

- (注) 1. 従業員は就業人員であります。
2. 臨時従業員数は従業員の100分の10未満につき記載を省略しております。

当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	1,419	3	43.8	20.9
女 子	258	+ 15	34.8	13.6
合計又は平均	1,677	+ 12	42.7	19.7

- (注) 1. 従業員は就業人員であります。
2. 臨時従業員数は従業員の100分の10未満につき記載を省略しております。

(5) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
科研不動産サービス株式会社	86百万円	100.0%	不動産の賃貸及びビルメンテナンス
科研ファルマ株式会社	15	100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店
株式会社フジカ	10	100.0	科研製薬株式会社静岡事業所での包装・試験・事務・運搬等の請負、実験用動植物の飼育、栽培管理

企業結合の経過

連結子法人等でありました科研物流株式会社は、平成18年2月に当社連結子法人等であります科研不動産サービス株式会社との吸収合併により解散いたしました。

持分法適用関連会社でありました株式会社エヌ・ケー・キューレックスは、平成17年12月に解散し、平成18年3月に清算を結了いたしました。

企業結合の成果

連結子法人等は「重要な子法人等の状況」に記載した3社で構成され、医薬品・農業薬品を中心にさらに不動産賃貸業の事業活動を展開していく体制となりました。

当期の連結売上高は、755億4千万円となり、前期比6億1千7百万円(0.8%)増加いたしました。又、連結当期純利益は前期比4億6千9百万円(13.7%)増加の38億8千6百万円となりました。

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高 百万円	借入先が有する当社の株式	
		持株数 千株	議決権比率 %
農林中央金庫	3,370	3,686	3.73
株式会社みずほ銀行	2,070	3,686	3.73

(7) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役社長	乾 四 朗	
常 務 取 締 役	平 原 猛	社長室・法務部・総務部・関連事業室・施設部・情報システム部担当
常 務 取 締 役	齊 藤 武 司	営業本部長
常 務 取 締 役	古 本 修 次	経理部・購買部・特薬部門担当
取 締 役	半 田 豊	人事部担当
取 締 役	高 松 信 一	経理部長
取 締 役	矢 嶋 基 之	研究開発本部長
取 締 役	大 沼 哲 夫	営業企画部長
取 締 役	石 田 雅 朗	国際事業部長
常 勤 監 査 役	岡 本 理	
常 勤 監 査 役	庄 子 智	
監 査 役	吉 澤 壽 美 雄	税理士
監 査 役	根 本 圭 造	

(注) 監査役のうち吉澤壽美雄、根本圭造の両氏は、「旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項」に定める社外監査役であります。

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び子法人等が支払うべき報酬等の額の合計額	32百万円
の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価として	
支払うべき金額の合計額	32百万円
の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

(円建転換社債型新株予約権付社債のコールオプション条項の権利の発生及び行使)

当社において、円建転換社債型新株予約権付社債(2002年7月25日発行、2007年9月30日満期)のコールオプション条項の権利が平成18年4月14日に発生し、平成18年4月18日開催の当社取締役会で、当該権利を行使し平成18年6月23日の残存額全額を下記のとおり繰上償還することを決議いたしました。

記

1. 繰上償還対象総額(額面)	8,395百万円(平成18年3月31日現在)
2. 繰上償還金額	額面1,000,000円につき金1,000,000円
3. 転換請求最終日	平成18年6月16日

なお、平成18年4月1日以降平成18年4月30日までの転換総額は2,669百万円です。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	102,416	(負債の部)	43,440
流動資産	54,761	流動負債	23,835
現金及び預金	9,287	支払手形	86
受取手形	2,676	買掛金	11,970
売掛金	29,391	短期借入金	5,380
有価証券	149	未払金	3,489
製品及び商品	4,059	未払費用	532
仕掛品	1,434	未払消費税等	181
原材料及び貯蔵品	4,104	預り金	98
前払費用	31	賞与引当金	1,146
繰延税金資産	978	返品調整引当金	24
その他の他	2,651	売上割戻引当金	807
貸倒引当金	△ 3	設備支払手形	42
固定資産	47,655	その他	74
有形固定資産	23,567	固定負債	19,604
建物	16,935	社債	8,395
構築物	440	転換社債	1,797
機械装置	1,834	長期借入金	3,000
車両運搬具	22	退職給付引当金	5,733
工具器具備品	827	役員退職慰労引当金	297
土地	3,224	その他	381
建設仮勘定	282	(資本の部)	58,976
無形固定資産	286	資本金	20,737
特許権	4	資本剰余金	19,462
ソフトウェア	247	資本準備金	19,449
その他	34	その他資本剰余金	12
投資その他の資産	23,801	自己株式処分差益	12
投資有価証券	11,268	利益剰余金	19,767
子会社株式	124	利益準備金	1,413
長期貸付金	273	任意積立金	8,235
子会社長期貸付金	7,010	固定資産圧縮積立金	235
長期差入保証金	2,350	別途積立金	8,000
長期前払費用	775	当期末処分利益	10,118
繰延税金資産	896	株式等評価差額金	2,793
その他の他	1,290	自己株式	3,784
貸倒引当金	△ 188		
合 計	102,416	合 計	102,416

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から)
(平成18年3月31日まで)

科 目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		74,001
売上高	74,001	
営業費用		66,216
売上原価	37,761	
返品調整引当金繰入額	15	
販売費及び一般管理費	28,439	
営業利益		7,785
営業外損益の部		
営業外収益		515
受取利息及び配当金	299	
その他の営業外収益	215	
営業外費用		1,153
支払利息	410	
その他の営業外費用	742	
経常利益		7,147
(特別損益の部)		
特別利益		1,773
固定資産売却益	147	
貸倒引当金戻入益	12	
投資有価証券売却益	1,612	
特別損失		1,980
固定資産除却損	179	
投資有価証券評価損	401	
関係会社整理損	1,112	
減損損失	268	
その他の特別損失	19	
税引前当期純利益		6,940
法人税、住民税及び事業税	927	
法人税等調整額	2,331	
当期純利益		3,680
前期繰越利益		7,164
中間配当額		726
当期末処分利益		10,118

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法（ただし、駒込事業所の建物、構築物及び機械装置については定額法）
なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	50年
機械装置	7～8年

無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……………定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 返品調整引当金……………期末日後の返品による損失に備えて、売掛債権を基準とし法人税法に規定する限度相当額を計上しております。
- (4) 売上割戻引当金……………販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えて、期末売掛金に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金……………従業員からの退職給付に備えて、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 なお、会計基準変更時差異（7,874百万円）は、15年による均等額を費用処理しております。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌営業年度から費用処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………役員からの退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。
7. 会計方針の変更……………当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。
 これにより税引前当期純利益は268百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社に対する短期金銭債権 368百万円
子会社に対する長期金銭債権 8,510百万円
子会社に対する短期金銭債務 222百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 26,137百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及び事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
- 担保に供している資産
建物及び構築物 2,333百万円
機械装置及び工具器具備品 2,267百万円
土地 103百万円
投資有価証券 2,517百万円
- 売掛債権譲渡額 1,463百万円
- 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 2,793百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社との取引高
売上高 178百万円
仕入高 1,442百万円
営業取引以外の取引高 185百万円
- その他の特別損失の内訳は以下のとおりであります。
固定資産売却損 9百万円
ゴルフ会員権評価損 9百万円
- 減損損失
当社は、次の資産について、減損損失268百万円を計上しております。
①用途：保管設備 ②種類：建物、機械装置、土地等 ③場所：東部物流センター（千葉県野田市）
(グルーピングの方法)
原則として、事業を区分とし、賃貸用不動産および売却予定資産については、個々の物件を単位としております。
(減損損失を認識するに至った経緯)
東部物流センターについては、平成17年11月でアウトソーシングの予定となり、今後の利用見込がないことから、平成17年9月29日の取締役会において、平成18年1月末に売却することを決議いたしました。
この決議により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。
(減損損失の内訳)
建物：190百万円、機械装置：9百万円、土地：63百万円、その他：4百万円
(回収可能価額の金額)
回収可能価額は、正味売却価額（売却予定額）により評価しております。
- 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による） 38円07銭

利 益 処 分 案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	10,118,792,742
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	113,555,992
計	10,232,348,734
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1株につき7円50銭)	753,368,423
役 員 賞 与 金 (うち監査役分)	43,500,000 (6,000,000)
別 途 積 立 金	1,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	8,435,480,311

- (注) 1. 平成17年12月8日に726,531,728円(1株につき7円50銭)の中間配当を実施いたしました。
2. その他資本剰余金12,392,883円は、次期に繰越すことといたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

科研製薬株式会社

取締役 会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 山本嘉彦 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松田信彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、科研製薬株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第86期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針7.会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が当営業年度から適用されることに伴うものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

円建転換社債型新株予約権付社債のコールオプション条項の権利の発生及び行使に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第86期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針及び監査計画並びに業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、業務監査室等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む。）を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。又、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。

(7) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

3. 後発事象

円建転換社債型新株予約権付社債のコールオプション条項の権利の発生及び行使に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

平成18年5月11日

科研製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 理 ㊟

常勤監査役 庄子 智 ㊟

監査役 吉澤 壽美雄 ㊟

監査役 根本 圭造 ㊟

(注) 監査役 吉澤壽美雄及び監査役 根本圭造は、「旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項」に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	55,256	流動負債	24,254
現金及び預金	9,681	支払手形及び買掛金	12,301
受取手形及び売掛金	32,369	短期借入金	5,380
たな卸資産	9,657	未払金	3,488
繰延税金資産	992	未払費用	532
その他	2,561	未払法人税等	118
貸倒引当金	△ 6	繰延税金負債	0
固定資産	43,482	賞与引当金	1,149
有形固定資産	25,435	売上割戻引当金	807
建物及び構築物	19,137	返品調整引当金	24
機械装置及び運搬具	1,856	その他	449
工具器具及び備品	828	固定負債	19,848
土地	3,331	社債	8,395
建設仮勘定	282	転換社債	1,797
無形固定資産	298	長期借入金	3,000
ソフトウェア	258	繰延税金負債	239
その他	39	退職給付引当金	5,737
投資その他の資産	17,749	役員退職慰労引当金	297
投資有価証券	11,270	その他	381
長期貸付金	273	負債合計	44,102
長期前払費用	776	資 本 の 部	
繰延税金資産	3,467	資本金	20,737
その他	2,148	資本剰余金	19,462
貸倒引当金	△ 187	利益剰余金	15,428
資産合計	98,739	株式等評価差額金	2,793
		自己株式	3,784
		資本合計	54,637
		負債及び資本合計	98,739

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		75,540
売上高	75,540	
営業費用		67,181
売上原価	38,492	
返品調整引当金繰入額	15	
販売費及び一般管理費	28,673	
営業利益		8,359
営業外損益の部		
営業外収益		332
受取利息及び配当金	115	
その他の営業外収益	217	
営業外費用		1,555
支払利息	410	
持分法による投資損失	401	
その他の営業外費用	743	
経常利益		7,136
(特別損益の部)		
特別利益		1,770
固定資産売却益	147	
投資有価証券売却益	1,612	
その他の特別利益	10	
特別損失		1,579
固定資産除却損	179	
関係会社整理損	1,112	
減損損失	268	
その他の特別損失	19	
税金等調整前当期純利益		7,327
法人税、住民税及び事業税	1,129	
法人税等調整額	2,312	3,441
当期純利益		3,886

5. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 返品調整引当金……………期末日後の返品による損失に備えて、売掛債権を基準とし法人税法に規定する限度相当額を計上しております。
- (4) 売上割戻引当金……………販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えて、期末売掛金に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異は、主として、15年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の

- 本邦通貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要なリース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 ・ヘッジ手段……………金利スワップ取引及び為替予約取引
 ・ヘッジ対象……………変動金利による長期借入金、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針……………資金調達及び外貨建取引金額の範囲内で取組んでおり、投機的な取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。
 また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約についても同様に有効性の判定を省略しております。
9. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。
10. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 全面時価評価法を採用しております。
11. 会計方針の変更……………当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益は268百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,900百万円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及び事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産

建物及び構築物	2,333百万円
機械装置	2,267百万円
その他	103百万円
投資有価証券	2,517百万円
5. 売掛債権譲渡額 1,463百万円

連結損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 減損損失

当社グループは、次の資産について、減損損失268百万円を計上しております。

①用途：保管設備 ②種類：建物、機械装置、土地等 ③場所：東部物流センター（千葉県野田市）

(グルーピングの方法)

原則として、事業の種類別セグメントを基に区分し、賃貸用不動産および売却予定資産については、個々の物件を単位としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

東部物流センターについては、平成17年11月でアウトソーシングの予定となり、今後の利用見込がないことから、平成17年9月29日の取締役会において、平成18年1月末に売却することを決議いたしました。

この決議により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(減損損失の内訳)

建物：190百万円、機械装置：9百万円、土地：63百万円、その他：4百万円

(回収可能価額の金額)

回収可能価額は、正味売却価額（売却予定額）により評価しております。

3. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による） 40円23銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

科研製薬株式会社

取締役 会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 山本嘉彦 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松田信彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、科研製薬株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第86期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い科研製薬株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項11. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子法人等は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が当連結会計年度から適用されることに伴うものであり相当と認める。

後発事象

円建転換社債型新株予約権付社債のコールオプション条項の権利の発生及び行使に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第86期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

円建転換社債型新株予約権付社債のコールオプション条項の権利の発生及び行使に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

平成18年5月11日

科研製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 理 ㊟

常勤監査役 庄子 智 ㊟

監査役 吉澤 壽美雄 ㊟

監査役 根本 圭造 ㊟

(注) 監査役 吉澤壽美雄及び監査役 根本圭造は「旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項」に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

98,847個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第86期利益処分案承認の件

利益処分案の内容につきましては、前記添付書類（17頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主還元と自己資本充実のバランスを考慮し、当期の利益配当金は、1株につき1円50銭増配し、7円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当金として1株につき7円50銭を実施いたしておりますので、年間の配当金は、1株につき15円となります。

また、役員賞与金につきましては、期末時の取締役9名及び監査役4名に対し、43,500,000円（うち監査役分6,000,000円）を支給するものとし、その具体的配分及び支給方法は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと思います。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）が、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）と共に本年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、所要の変更を行うものであります。

「会社法」第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条（機関）を新設するものであります。

「会社法」第939条第1項、第3項の規定に従い、当会社の公告方法を電子公告にするため、変更案第5条（公告方法）を変更するものであります。

「会社法」第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。

「会社法」第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利について、相応の範囲に定めるため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

「会社法施行規則」第94条、第133条第3項及び「会社計算規則」第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、注記表等につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能にするため、変更案第22条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

「会社法」第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことが出来るよう、変更案第27条（取締役会の決議方法）を新設するものであります。

「会社法」第329条第2項及び「会社法施行規則」第96条第3項の規定に従い、補欠の監査役の選任決議の効力期間を伸長するため、変更案第38条（補欠の監査役）第2項を変更するものであります。

「会社法」第427条第1項の規定に従い、社外監査役に相応しい貴重な人材を招聘し、役割を十分に発揮することが出来るように責任限定契約の締結を可能とするため、変更案第39条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設について所要の変更を行うものであります。

(2) 上記変更に伴い、条項についての繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、試薬、工業薬品、医薬原料、劇物毒物、放射性製品、食品添加物、飼料添加物の製造、製造販売、販売及びその斡旋</p> <p>2. 化粧品、医療機器、衛生用品、健康機械器具の製造、販売及びその斡旋</p> <p>3. 各種化学製品の製造及び販売</p> <p>4. 魚介類等水産物の養殖、ブロイラー等畜産物の飼育、きのこ類の栽培及び販売</p> <p>5. 食料品、飲料品、酒精含有飲料、調味料、香料、飼料、日用雑貨及びこれらの原材料の販売並びにその斡旋</p> <p>6. 前各号に掲げる製品の輸出及び輸入</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、試薬、工業薬品、医薬原料、劇物毒物、放射性製品、食品添加物、飼料添加物の製造、製造販売、販売及びその斡旋</p> <p>(2) 化粧品、医療機器、衛生用品、健康機械器具の製造、販売及びその斡旋</p> <p>(3) 各種化学製品の製造及び販売</p> <p>(4) 魚介類等水産物の養殖、ブロイラー等畜産物の飼育、きのこ類の栽培及び販売</p> <p>(5) 食料品、飲料品、酒精含有飲料、調味料、香料、飼料、日用雑貨及びこれらの原材料の販売並びにその斡旋</p> <p>(6) 前各号に掲げる製品の輸出及び輸入</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. 事務用品、事務用機器の販売</p> <p>8. 不動産の売買、管理、賃貸及びその斡旋</p> <p>9. ホテル、レストラン、駐車場、倉庫、給油所の経営、管理及び賃貸</p> <p>10. 陸上運送業</p> <p>11. 空気清浄装置の製造及び販売</p> <p>12. 包装材料のデザイン及びパンフレット、広告印刷物のデザイン並びに製作</p> <p>13. 広告代理業務</p> <p>14. 医療情報サービスの提供業務</p> <p>15. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業務</p> <p>16. 前各号の事業に附帯する一切の事業</p>	<p>(7) 事務用品、事務用機器の販売</p> <p>(8) 不動産の売買、管理、賃貸及びその斡旋</p> <p>(9) ホテル、レストラン、駐車場、倉庫、給油所の経営、管理及び賃貸</p> <p>(10) 陸上運送業</p> <p>(11) 空気清浄装置の製造及び販売</p> <p>(12) 包装材料のデザイン及びパンフレット、広告印刷物のデザイン並びに製作</p> <p>(13) 広告代理業務</p> <p>(14) 医療情報サービスの提供業務</p> <p>(15) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業務</p> <p>(16) 前各号の事業に附帯する一切の事業</p>
<p>第3条 (省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>【新設】</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u></p> <p><u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の総数) <u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、 3億6,000万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場 合は、これに相当する株式数を減ず る。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、3 億6,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社の株式については、株券を 発行する。</p>
<p>(自己株式の取得) <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1 項第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を買受けるこ とが出来る。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当社は、<u>市場取引又は公開買付 けの方法により自己の株式を取得す ることを、取締役会の決議によって 決定することが出来る。</u></p>
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不 発行) <u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は 1,000株とする。 <u>当社は、1単元の株式の数に満 たない株式(以下「単元未満株式」 という。)にかかわる株券を発行し ない。</u> <u>ただし、取締役会において定める 株式取扱規定に定めるところについ てはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株 とする。 <u>2. 当社は第7条の規定にかかわら ず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)に かかわる株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規定に定めると ころについてはこの限りではない。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株 主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 <u>その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行 使することが出来ない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号の規 定に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することが出来る。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社がその請求により譲渡すべき数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが出来る。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社がその請求により譲り渡す数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p><u>第11条 当会社の株券の種類及び株式の名称書換、単元未満株式の買取り並びに買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項その他、本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</u></p> <p><u>当会社は、取締役会の決議により定時株主総会にかかる第1項の決算期又は臨時株主総会につき前項により定める一定の日(以下、議決権基準日という。)より後に当会社の株式を取得した株主の全部又は一部を、当該議決権基準日にかかる定時株主総会又は臨時株主総会において議決権を行使すべき株主と定めることが出来る。</u></p> <p><u>ただし、当該株式の当該議決権基準日における株主の権利を害することが出来ないものとする。</u></p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p><u>第14条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期及び開催場所)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>当会社の株主総会は、本店所在地又はその隣接地のほか、千葉県浦安市においてこれを招集することが出来る。</p>	<p>(招集の時期及び開催場所)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 当会社の株主総会は、本店所在地又はその隣接地のほか、千葉県浦安市においてこれを招集することが出来る。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合のほかは、社長がこれを招集し、社長事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>(招集者)</p> <p>第17条 株主総会は法令に別段の定めある場合のほかは、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>取締役社長に事故がある</u>ときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長には、社長がこれに当たる。</p> <p>社長事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第18条 株主総会の議長には、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故がある</u>ときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することが出来る。</p> <p>株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することが出来る。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の規定ある場合のほかは、出席株主の議決権の過半数によって行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに記名押印若しくは電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>第19条 (省略)</p>	<p>(決議方法) 第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議事録) 第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第22条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任) <u>第20条</u> 取締役は、株主総会において、<u>これ</u>を選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第22条</u> 取締役会を招集するには、会日より2日前に各取締役及び監査役に対して通知を発するものとする。 <u>ただし、取締役及び監査役全員の同意あるときは招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(選 任) <u>第24条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) <u>第25条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第26条</u> 取締役会を招集するには、会日より2日前までに各取締役及び監査役に対して通知を発するものとする。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで、<u>取締役会を開催することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役会の決議方法) <u>第27条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第23条</u> 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを定める。 取締役会はその決議によって、会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第28条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の権限) <u>第24条</u> 取締役は、取締役会を組織し、会社業務執行に関する重要事項を決議する。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>第25条</u> (省略)</p>	<p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) <u>第26条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>第27条</u> (省略)</p>	<p><u>第31条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選 任) <u>第28条</u> 監査役は、株主総会において、これを選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(選 任) <u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(任 期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第30条</u> 監査役会を招集するには、会日より2日前に各監査役に対して通知を発するものとする。 ただし、<u>監査役全員の同意あるときは招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会を招集するには、会日より2日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の権限) <u>第31条</u> 監査役は監査役会を組織し、本定款に定める事項のほか、<u>会社の監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項を決議する。</u></p>	<p style="text-align: center;">【削除】</p>
<p><u>第32条</u> (省略)</p>	<p><u>第36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) <u>第33条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第37条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第34条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。</p> <p><u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条の規定を準用する。</u></p> <p><u>選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(補欠の監査役)</p> <p>第38条 <u>当社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠の監査役をあらかじめ選任することが出来る。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>2. <u>前項の選任にかかる決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することが出来る。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することが出来る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 （省略）</p> <p>（営業年度及び決算）</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p>（利益配当金）</p> <p>第36条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者にこれを支払う。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。）をすることが出来る。</p> <p>（利益配当金等の除斥期間）</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3ヵ年を経過して受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>（任期）</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 （現行どおり）</p> <p>（事業年度）</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第44条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当（以下「中間配当」という。）をすることが出来る。</u></p> <p>（配当の除斥期間）</p> <p>第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第39条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなして、これを支払う。</p> <p>ただし、既に発行されている転換社債の全部転換又は全額償還が行われた場合には、本条を削除するものとする。</p>	<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第46条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなして、これを支払う。</p> <p>ただし、既に発行されている転換社債の全部転換又は全額償還が行われた場合には、本条を削除するものとする。</p>

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合（社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合を含む。）に備えて、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決される場合の当社定款第38条に基づき、補欠の監査役1名をあらかじめ選任することをお願いいたしたいと存じます。ただし、選任いただいた後、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員となった場合、その他必要がある場合には、取締役会の決議により、就任前に選任の取消しを行うことが出来るものいたします。

なお、本議案への提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
ね もと ゆう いち 根 本 雄 一 (昭和27年3月2日生)	昭和62年11月 司法試験合格 平成2年4月 東京弁護士会登録 平成2年4月 三好総合法律事務所入所 平成15年8月 三好総合法律事務所退職 平成15年8月 旭法律事務所設立 現在に至る	0株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 根本雄一氏は、「旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項」に定める社外監査役の要件を満たしております。

以上

メ モ 欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

文京グリーンコート・センターオフィス19階 当社大会議室
 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
 ☎ 03(5977)5001 ダイヤルイン〔総務部〕



< 交通のご案内 >

都営地下鉄三田線	千石駅 (A3出口)	徒歩約5分
東京メトロ南北線	駒込駅 (2番出口)	徒歩約10分
JR山手線	駒込駅 (北口)	徒歩約10分
JR山手線	巣鴨駅	徒歩約12分

